

## 生活介護事業所まあむをご利用いただくには

※申請等に係る相談等はすべて無料です

### 相談

まず、市町村の障害福祉サービス窓口か、市町村に指定されてる相談事業所で、サービス利用の相談をしてください。

サービスの内容や申請方法などについて、詳しく説明を受けられます。

### 申請

相談をし、サービス利用を希望される場合は、居住地の市町村の障害福祉サービス窓口を利用申請を行います。

### 判定

申請後、市町村が現在の状況や障がいの内容などについての調査を行い審査及び判定をし、障がい程度区分を決定します。

### 認定

障がい程度区分及び希望や状況により、サービス支給量を決定し、障がい福祉サービス受給者証を交付します

### 計画

障がい福祉サービス受給者証をもとに、相談支援事業者がサービス利用計画書を作成します。

### 契約

計画書をもとに、まあむ（サービス提供者）との契約を行い、サービス利用が開始されます。

※ 現在、他事業者と契約をされている場合は、認定までの過程は不要です